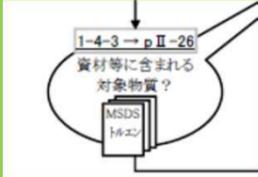


PRTR排出量等算出マニュアル 第4.2版 主な修正内容一覧(H31.3)

平成30年3月に追加した修正。  
平成31年3月に追加した修正。

巻数	ページ	項目	変更前	変更後
	17	2-1 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順 図2-3	図中「事業所？」	「事業所の業種？」
	27、29 (31)	2-1 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順 年間使用量の図	「鉛」	「鉛化合物」
	36	2-2-1 PRTRで届け出るデータの種類の種類	<p>D 廃棄物に含まれる量(届出時の区分: d 当該事業所における埋立処分量、または、f 当該事業所の外への移動量) 廃棄物に含まれる量は、対象事業者の事業所から対象物質を含む以下のような<b>廃棄物</b>が発生する対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各工程から発生する<b>廃棄物</b>・<b>廃液</b></li> <li>脱水ケーキ及びフィルター材</li> <li>集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する<b>廃棄物</b></li> <li>蒸留残渣、容器やタンクの残留物</li> </ul> <p>など なお、届出の際には、以下のように分類します。 事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てている場合 「当該事業所における埋立処分量」 産業廃棄物処理業者に処分を委ねる場合など 「当該事業所の外への移動量」 ただし、発生した<b>廃棄物を外部のリサイクル業者へ売却している場合(お金を受け取っている場合)は、届出の対象となりません。</b></p>	<p>D 廃棄物に含まれる量(届出時の区分: d 当該事業所における埋立処分量、または、f 当該事業所の外への移動量) 廃棄物に含まれる量は、対象事業者の事業所から対象物質を含む以下のような<b>例</b>が発生する対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各工程から発生する<b>廃材</b>・<b>廃液</b></li> <li>脱水ケーキ及びフィルター材</li> <li>集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する<b>物</b></li> <li>蒸留残渣、容器やタンクの残留物</li> </ul> <p>など なお、届出の際には、以下のように分類します。 事業者が同一の事業所内の埋立地へ埋め立てている場合 「当該事業所における埋立処分量」 産業廃棄物処理業者に処分を委ねる場合など 「当該事業所の外への移動量」 ただし、後者について、<b>廃掃法上の廃棄物ではなく有価物として外部のリサイクル業者へ引き渡している場合には移動量に含める必要はありません。</b> (取扱量には含めて計算してください。取扱量が1t(特定第一種指定化学物質については0.5t)以上の物質については届出の必要が生じます。届出の必要が生じる場合に、後者の全てを有価物として扱っていただければ、移動量は「0kg」として届け出て下さい。また、移動の分類が複数ある場合は、その種類ごとに算出し、集計した結果を届け出てください。)</p>
I	57	2-2-3 排出量、移動量の算出方法を使用する際 の考え方	<p>Step2-2 特別要件施設からの水域への排出量の算出 特別要件施設からの水域への排出量を次式により算出してください。</p> $\text{特別要件施設からの水域への排出量} = \text{排水中の対象物質の濃度} \times \text{年間の排水量}$ <p>(関連ページ) ・第 部 2-3-2特別要件施設からの水域への排出量の算出( p -88)</p>	<p>Step2-2 特別要件施設からの水域への排出量<b>または下水道への移動量</b>の算出 特別要件施設からの水域への排出量<b>または下水道への移動量</b>を次式により算出してください。</p> $\text{特別要件施設からの水域への排出量または下水道への移動量} = \text{排水中の対象物質の濃度} \times \text{年間の排水量}$ <p>(関連ページ) ・第 部 2-3-2特別要件施設からの水域への排出量<b>または下水道への移動量</b>の算出( p -88)</p>
I	71	3. 国のPRTR担当部局	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8260	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8259
	5(6)	1. 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順の解説 図1-1	図中「事業所？」	「事業所の業種？」

巻数	ページ	項目	変更前	変更後																																
	9(10)	1-2 常時使用する従業員の数の判定	<p>常時使用する従業員注1)とは、以下の人をいいます。          当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人          前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人  <b>、に該当する嘱託、パート、アルバイト注2)と呼ばれる人</b>          注1)常時使用する従業員は、事業者ごとに判断するもので、兼業の場合の法の対象業種でない事業に従事する者も含まれます。          注2)1日の勤務時間は関係なく、雇用している期間で判断してください。          (図 省略)          上記のほか、以下のもの(のもの)を常時使用する従業員として考える必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>役員<sup>*1</sup></th> <th>正社員等<sup>*2</sup></th> <th>臨時雇用者</th> <th>他への派遣者(出向者)</th> <th>別事業者への下請労働</th> <th>他からの派遣者<sup>*3</sup>(出向者)</th> <th>別事業者からの下請労働<sup>*3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時使用する従業員</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員と考えます。          2 <b>パート、アルバイトと呼ばれる人で含まれる場合もあります。</b>          3 他の事業者からの委託・請負により、当該事業者の事業所で働いている者(例えば、A社工場のプラントの運転・管理を委託されたB社の従業員が、常時A社工場で働いている場合)も、委託・請負を行っている当該事業者(例の場合、A社)の常時使用する従業員と考えます。</p>		役員 <sup>*1</sup>	正社員等 <sup>*2</sup>	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者 <sup>*3</sup> (出向者)	別事業者からの下請労働 <sup>*3</sup>	常時使用する従業員	×	○	×	×	×	○	○	<p>常時使用する従業員とは、以下の人をいいます。  <b>排出量を把握する</b>当該年度の4月1日の時点で期間を定めずに使用されている人もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人          前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人          注1)常時使用する従業員は、事業者ごとに判断するもので、兼業の場合の法の対象業種でない事業に従事する者も含まれます。          注2)1日の勤務時間<b>又は月の勤務日数</b>は関係なく、雇用している期間で判断してください。          (図 省略)          以下のもの(のもの)を常時使用する従業員として考える必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>役員<sup>*1</sup></th> <th>正社員</th> <th>嘱託、パート、アルバイト等<sup>*2</sup></th> <th>他への派遣者(出向者)</th> <th>別事業者への下請労働</th> <th>他からの派遣者<sup>*3</sup>(出向者)</th> <th>別事業者からの下請労働<sup>*3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時使用する従業員</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人(2参照のこと)、他企業からの派遣・出向者をいいます。</b>  <b>正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含まれません。</b>          1 <b>役員は原則除きますが</b>、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用する従業員と考えます。          2 <b>上記、に該当する場合は、常時使用する従業員に含まれます。</b>          3 他の事業者からの委託・請負により、当該事業者の事業所で働いている者(例えば、A社工場のプラントの運転・管理を委託されたB社の従業員が、常時A社工場で働いている場合)も、委託・請負を行っている当該事業者(例の場合、A社)の常時使用する従業員と考えます。<b>この場合、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。</b></p>		役員 <sup>*1</sup>	正社員	嘱託、パート、アルバイト等 <sup>*2</sup>	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者 <sup>*3</sup> (出向者)	別事業者からの下請労働 <sup>*3</sup>	常時使用する従業員	×	○	○	×	×	○	○
	役員 <sup>*1</sup>	正社員等 <sup>*2</sup>	臨時雇用者	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者 <sup>*3</sup> (出向者)	別事業者からの下請労働 <sup>*3</sup>																													
常時使用する従業員	×	○	×	×	×	○	○																													
	役員 <sup>*1</sup>	正社員	嘱託、パート、アルバイト等 <sup>*2</sup>	他への派遣者(出向者)	別事業者への下請労働	他からの派遣者 <sup>*3</sup> (出向者)	別事業者からの下請労働 <sup>*3</sup>																													
常時使用する従業員	×	○	○	×	×	○	○																													
	16	1-4 対象物質の年間取扱量の判定	<p>図1-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の算出手順1-4-3の図中のMSDSをSDSに修正</p> 																																	
II	36	1-5 特別要件施設の判定	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	「ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所」に「 <b>下水道へ排水を流している事業所</b> にあっては <b>下水道へのダイオキシン類の移動量</b> 」を追加																																
	39	1-5 特別要件施設の判定(留意事項)	一般廃棄物最終処分場、あるいは産業廃棄物最終処分場が設置されている事業者のうち、平成25年度中に1,4-ジオキサンの測定を行っている事業者 <b>にあっては、平成26年度届出より同物質の排出量が届出の対象となります。</b>	一般廃棄物最終処分場、あるいは産業廃棄物最終処分場が設置されている事業者 <b>にあっては、平成27年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。</b>																																
II	39	(留意事項)	ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉などを設置している場合は、ダイオキシン類について、事業所の外への移動量についても把握が必要です(法施行規則第4条第1号ト( p -476)には、「排出量及び移動量」と規定されています。)	ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉などを設置している場合は、ダイオキシン類について、 <b>下水道への移動量及び事業所の外への移動量</b> についても把握が必要です(法施行規則第4条第1号ト( p -476)には、「排出量及び移動量」と規定されています。)																																
	45	2-2 特別要件施設以外からの排出量・移動量の算出手順 図2-1 対象物質の排出量・移動量の算出手順	「2-1-1」「2-1-2」…「2-1-8」	それぞれ「2-2-1」「2-2-2」…「2-2-8」																																

巻数	ページ	項目	変更前	変更後
	45	2-2 特別要件施設以外からの排出量・移動量の算出手順	<p>事業所内で発生した<b>廃棄物</b>を、その事業所内でリサイクルし、使用している場合は、<b>その廃棄物</b>に含まれる量を算出する必要はありません。</p> <p>事業所内で発生した<b>廃棄物</b>を、外部の業者へ<b>売却</b>している場合は、その廃棄物に含まれる量を算出する必要がありますが、その量を「当該事業所の外への移動量」として届け出る必要はありません。</p> <p>詳しくは2-2-2( p -51)を参照してください。</p>	<p>事業所内で発生した<b>物</b>を、その事業所内でリサイクルし、使用している場合は、<b>それら</b>に含まれる<b>対象化学物質</b>の量を算出する必要はありません。</p> <p>事業所内で発生した<b>物</b>を、<b>廃掃法上の廃棄物</b>ではなく<b>有価物</b>として外部のリサイクル業者へ引き渡している場合には、<b>移動量</b>に含める必要はありません。</p> <p>(取扱量には含めて計算してください。取扱量が1t(特定第一種指定化学物質については0.5t)以上の物質については届出の必要が生じます。届出の必要が生じる場合に、これらの全てを有価物として扱っていただければ、移動量は「0kg」として届け出て下さい。また、移動の分類が複数ある場合は、その種類ごとに算出し、集計した結果を届け出て下さい。)</p> <p>詳しくは2-2-2( p -51)を参照してください。</p>
	51-52	2-2-2 対象物質の廃棄物に含まれる量の算出	<p>(留意事項) 廃棄物に含まれる量等は、その処理方法等により、次のように分類ごとに分けて算出してください。</p> <p>(図:別紙)</p> <p>事業所Aから同一敷地内でない同一法人の他の事業所Bに廃棄物を搬出している場合は、その廃棄物に含まれる量を事業所Aからの「当該事業所の外への移動」に分類してください。</p>	別紙1参照
	73	2-2-6 「排出量の少ない方」への排出量の算出	$\text{1mol当りの気体の体積の温度による換算係数} = \frac{\text{換算したい温度 } ^\circ\text{C} + 273.15}{25 + 273.15}$	<p>算出式を修正</p> $\text{1mol当りの気体の体積の温度による換算係数} = \frac{\text{換算したい温度 } ^\circ\text{C} + 273.15}{25 + 273.15}$
	81	2-2-8 排出量・移動量の集計	<p>廃棄物に含まれる量は、その処理・処分方法により、以下のように分けて集計してください。</p> <p>廃棄物を産業廃棄物処理業者等に引き渡している場合<b>及び無償でリサイクル業者等へ引き渡している場合</b>...当該事業所の外への移動</p> <p>廃棄物を同一事業所内の埋立地に埋立処分している場合...当該事業所における埋立処分</p> <p>なお、廃棄物を有価物として(有償で)、リサイクル業者等へ引き渡している場合は、製造品としての搬出とみなしますので、集計する必要はありません。</p>	<p>廃棄物<b>等</b>に含まれる<b>対象化学物質</b>の量は、その処理・処分方法により、以下のように分けて集計してください。</p> <p>廃棄物を産業廃棄物処理業者等に引き渡している場合...当該事業所の外への移動</p> <p>廃棄物を同一事業所内の埋立地に埋立処分している場合...当該事業所における埋立処分</p> <p>ただし、前者について、<b>廃掃法上の廃棄物</b>ではなく<b>有価物</b>として外部のリサイクル業者へ引き渡している場合には、<b>移動量</b>に含める必要はありません。</p> <p>(取扱量には含めて計算してください。取扱量が1t(特定第一種指定化学物質については0.5t)以上の物質については届出の必要が生じます。届出の必要が生じる場合に、全てを有価物として扱っていただければ、移動量は「0kg」として届け出て下さい。また、移動の分類が複数ある場合は、その種類ごとに算出し、集計した結果を届け出て下さい。)</p>

巻数	ページ	項目	変更前	変更後																		
II	88	2-3-2 特別要件施設からの水域への排出量の算出	<p>2-3-2 特別要件施設からの水域への排出量の算出 特別要件施設からの水域への排出量を次式により算出してください。</p> $\text{特別要件施設からの水域への排出量} = \text{排水中の対象物質の濃度} \times \text{年間の排水量}$ <p>(関連ページ) ・第部 2-2-3(2) Step2-2特別要件施設からの水域への排出量の算出( p -57)</p> <p>(算出例) ・ダイオキシン類の水域への排出量の算出</p> $\begin{aligned} \text{ダイオキシン類の水域への排出量} &= \frac{\text{排水中のダイオキシン類の濃度} \times \text{年間の排水量}}{\div 1,000,000 \text{ (pg/L)/(mg/m}^3\text{)}} \\ &= 0.03\text{mg-TEQ/年} \end{aligned}$ <p>(作業シート5への記入)</p> <table border="1"> <caption>対象物質の水域への排出量の算出</caption> <thead> <tr> <th>排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L</th> <th>排水量 m<sup>3</sup>/年</th> <th>ダイオキシン類の水域への排出量 mg-TEQ/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Ha</td> <td>51a</td> <td>5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>30,000</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L	排水量 m <sup>3</sup> /年	ダイオキシン類の水域への排出量 mg-TEQ/年	5Ha	51a	5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000	1.0	30,000	0.030	<p>2-3-2 特別要件施設からの水域への排出量または下水道への移動量の算出 特別要件施設からの水域への排出量または下水道への移動量を次式により算出してください。</p> $\text{特別要件施設からの水域への排出量または下水道への移動量} = \text{排水中の対象物質の濃度} \times \text{年間の排水量}$ <p>(関連ページ) ・第部 2-2-3(2) Step2-2特別要件施設からの水域への排出量または下水道への移動量の算出( p -57)</p> <p>(算出例) ・ダイオキシン類の水域への排出量または下水道への移動量の算出</p> $\begin{aligned} \text{ダイオキシン類の水域への排出量または下水道への移動量} &= \frac{\text{排水中のダイオキシン類の濃度} \times \text{年間の排水量}}{\div 1,000,000 \text{ (pg/L)/(mg/m}^3\text{)}} \\ &= 0.03\text{mg-TEQ/年} \end{aligned}$ <p>(作業シート5への記入)</p> <table border="1"> <caption>対象物質の水域への排出量または下水道への移動量の算出</caption> <thead> <tr> <th>排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L</th> <th>排水量 m<sup>3</sup>/年</th> <th>ダイオキシン類の水域への排出量または下水道への移動量 mg-TEQ/年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5Ha</td> <td>51a</td> <td>5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> <td>30,000</td> <td>0.030</td> </tr> </tbody> </table>	排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L	排水量 m <sup>3</sup> /年	ダイオキシン類の水域への排出量または下水道への移動量 mg-TEQ/年	5Ha	51a	5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000	1.0	30,000	0.030
排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L	排水量 m <sup>3</sup> /年	ダイオキシン類の水域への排出量 mg-TEQ/年																				
5Ha	51a	5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000																				
1.0	30,000	0.030																				
排水中のダイオキシン類の濃度 pg-TEQ/L	排水量 m <sup>3</sup> /年	ダイオキシン類の水域への排出量または下水道への移動量 mg-TEQ/年																				
5Ha	51a	5Ja =5Ha × 51a ÷ 1,000,000																				
1.0	30,000	0.030																				
II	107	3. 国のPRTR担当部局	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8260	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8259																		
III	14,15	1-1 貯蔵行程(入荷・出荷施設を含む)	<p>・ベンゼンの受入時の排出係数: 0.0025759kg/kL ・ベンゼンの給油時の排出係数: 0.0032437kg/kL</p> <p>Step3-1 ベンゼンの受入ロスの算出</p> $\text{ベンゼンの受入ロス} = \text{レギュラーガソリンの搬入量} \times \text{ベンゼンの受入時の排出係数}$ $= 1500\text{kL/年} \times 0.0025759\text{kg/kL} = 3.86\text{kg/年}$ <p>Step3-2 ベンゼンの給油ロスの算出</p> $\text{ベンゼンの給油ロス} = \text{レギュラーガソリンの給油量} \times \text{ベンゼンの給油時の排出係数}$ $= 1420\text{kL/年} \times 0.0032437\text{kg/kL} = 4.61\text{kg/年}$ <p>Step3-3 ベンゼンの大気への排出量の算出</p> $\text{ベンゼンの大気への排出量} = \text{ベンゼンの受入ロス} + \text{ベンゼンの給油ロス}$ $= 3.86\text{kg/年} + 4.61\text{kg/年} = 8.47\text{kg/年}$ <p>Step4 対象物質の排出量・移動量の集計 A 大気への排出量; 8.40 a 大気への排出量; 8.4</p>	<p>・ベンゼンの受入時の排出係数: 0.0026885kg/kL ・ベンゼンの給油時の排出係数: 0.0033856kg/kL</p> <p>Step3-1 ベンゼンの受入ロスの算出</p> $\text{ベンゼンの受入ロス} = \text{レギュラーガソリンの搬入量} \times \text{ベンゼンの受入時の排出係数}$ $= 1500\text{kL/年} \times 0.0026885\text{kg/kL} = 4.03\text{kg/年}$ <p>Step3-2 ベンゼンの給油ロスの算出</p> $\text{ベンゼンの給油ロス} = \text{レギュラーガソリンの給油量} \times \text{ベンゼンの給油時の排出係数}$ $= 1420\text{kL/年} \times 0.0033856\text{kg/kL} = 4.81\text{kg/年}$ <p>Step3-3 ベンゼンの大気への排出量の算出</p> $\text{ベンゼンの大気への排出量} = \text{ベンゼンの受入ロス} + \text{ベンゼンの給油ロス}$ $= 4.03\text{kg/年} + 4.81\text{kg/年} = 8.84\text{kg/年}$ <p>Step4 対象物質の排出量・移動量の集計 A 大気への排出量; 8.84 a 大気への排出量; 8.8</p>																		

巻数	ページ	項目	変更前	変更後
	22	1-1 貯蔵工程 算出例(4)	$\begin{aligned} \text{ベンゼンの大気への排出量 (kg/年)} &= \text{ガソリンの払出量 (36,000kL/年)} \times \text{ベンゼンの払出時の排出係数 (0.003991kg/kL)} \times \frac{\text{ベンゼンの蒸気圧 (13.3 \times 10^3 Pa)}}{\text{ガソリンの蒸気圧 (34.7 \times 10^3 Pa)}} \\ &= 55.1 \text{kg/年} \end{aligned}$	<p>算出式を修正</p> $\begin{aligned} \text{ベンゼン分圧 (Pa)} &= \text{ベンゼンの蒸気圧 (13.3 \times 10^3 Pa)} \times \left[ \frac{\text{ベンゼンの含有率 (0.62\%)}}{\text{ベンゼン分子量 (78g/mol)}} \div \frac{\text{ガソリン含有率 (100\%)}}{\text{ガソリン分子量 (68g/mol)}} \right] \\ &= 71.9 \text{ Pa} \\ \text{ベンゼンの大気への排出量 (kg/年)} &= \text{ガソリンの払出量 (36,000kL/年)} \times \text{ガソリンスタンドの払出時の排出係数 (0.003991kg/kL)} \times \frac{\text{ベンゼン分子量 (78g/mol)}}{\text{ガソリン分子量 (68g/mol)}} \times \frac{\text{ベンゼン分圧 (71.9 Pa)}}{\text{ガソリンの蒸気圧 (34.7 \times 10^3 Pa)}} \\ &= 0.32 \text{kg/年} \end{aligned}$
	25	1-1 貯蔵工程 算出例(5)	$\begin{aligned} \text{ベンゼンの大気への排出量 (kg/年)} &= \text{ガソリンの移し替え量 (180kL/年)} \times \text{ガソリンスタンドの給油ロスの排出係数 (1.44kg/kL)} \times \frac{\text{ベンゼンの蒸気圧 (13.3 \times 10^3 Pa)}}{\text{ガソリンの蒸気圧 (34.7 \times 10^3 Pa)}} \\ &= 99.3 \text{kg/年} \end{aligned}$	<p>算出式を修正</p> $\begin{aligned} \text{ベンゼン分圧 (Pa)} &= \text{ベンゼンの蒸気圧 (13.3 \times 10^3 Pa)} \times \left[ \frac{\text{ベンゼンの含有率 (0.62\%)}}{\text{ベンゼン分子量 (78g/mol)}} \div \frac{\text{ガソリン含有率 (100\%)}}{\text{ガソリン分子量 (68g/mol)}} \right] \\ &= 71.9 \text{ Pa} \\ \text{ベンゼンの大気への排出量 (kg/年)} &= \text{ガソリンの移し替え量 (180kL/年)} \times \text{ガソリンスタンドの給油ロスの排出係数 (1.44kg/kL)} \times \frac{\text{ベンゼン分子量 (78g/mol)}}{\text{ガソリン分子量 (68g/mol)}} \times \frac{\text{ベンゼン分圧 (71.9 Pa)}}{\text{ガソリンの蒸気圧 (34.7 \times 10^3 Pa)}} \\ &= 0.62 \text{kg/年} \end{aligned}$
39		1-2 反応・混合等行程 算出例(4)	「廃棄物等の理」	「廃棄物等の処理」

巻数	ページ	項目	変更前	変更後
	151(152)	2-1-2 事業者・事業所の移転・合併・廃業等に関するもの	Q11 ~ (略)	Q11 ~ (略)【Q11に を追加】 PRTRの届出後に、届出者である代表者が変更になりました。その時点で直ちに変更届出を出す必要がありますか？また、PRTRの届出期間内(4月～6月末)であった場合、変更届出を出す必要がありますか？
			A11 ~ 略	A11 ~ 略【A11に を追加】 届出者である代表者の情報は、書面及び磁気ディスクによる届出の場合は提出日、または電子による届出の場合は送信日における代表者の情報の記入をお願いしております。届出後に代表者が代わった場合、PRTRの届出期間内である4月～6月であったとしても、代表者の変更手続きは必要ありません。
III	162	2-4-2 金属等以外の対象物質に関するもの	法施行規則第4条( p -475)に基づき「ダイオキシン類」(物質番号243) の排出量(ダイオキシン類対策特別措置法) の特定施設を有する事業所にあつては排出量及び移動量を把握する義務がある事業者は、その事業所内の施設でダイオキシン類対策特別措置法等の他法令に基づき測定した、排出ガス・排出水 中のダイオキシン類の排出濃度の実測値等を用いて、ダイオキシン類の排出量を算出し、届け出る必要があります。	法施行規則第4条( p -475)に基づき「ダイオキシン類」(物質番号243) の排出量(ダイオキシン類対策特別措置法) の特定施設を有する事業所にあつては排出量及び移動量を把握する義務がある事業者は、その事業所内の施設でダイオキシン類対策特別措置法や下水道法等の他法令に基づき測定した、排出ガス・排出水 中のダイオキシン類の排出濃度の実測値等を用いて、ダイオキシン類の排出量・移動量を算出し、届け出る必要があります。
	168-169	2-5-3 取扱量を把握する原材料、資材等の要件に関するもの	Q63 下水処理場で汚泥の焼却灰が発生しています。その9割は同一事業所内 で焼成レンガの原料として使用し、残りの1割は別の事業所へ運び、そこでセメント原料として使用されています。焼却灰に含まれるダイオキシン類は実測していますが、その数量を下水処理場からの排出量や移動量として届け出る必要があるでしょうか。 A63 事業所内で生成した焼却灰にダイオキシン類が含まれていても、それを同一事業所内で原料として使う場合には、環境への排出あるいは廃棄物に含まれての移動には該当しないため、その量を排出量や移動量に含める必要はありません。その焼却灰を別の事業所が <b>無償で、または処理費用を受け取って引き取り</b> 、原料として使う場合は、下水処理場としては「廃棄物」として搬出していることとなりますので、搬出された焼却灰に含まれているダイオキシン類の量を、「当該事業所の外への移動」に含めてください。	Q63 下水処理場で汚泥の焼却灰が発生しています。その9割は同一事業所内で焼成レンガの原料として使用し、残りの1割は別の事業所へ運び、そこでセメント原料として使用されています。焼却灰に含まれるダイオキシン類は実測していますが、その数量を下水処理場からの排出量や移動量として届け出る必要があるでしょうか。 A63 事業所内で生成した焼却灰にダイオキシン類が含まれていても、それを同一事業所内で原料として使う場合には、環境への排出あるいは廃棄物に含まれての移動には該当しないため、その量を排出量や移動量に含める必要はありません。その焼却灰を別の事業所が原料として使う場合であっても、 <b>廃掃法上の廃棄物として引き渡している場合は</b> 、下水処理場としては「廃棄物」として搬出していることとなりますので、搬出された焼却灰に含まれているダイオキシン類の量を、「当該事業所の外への移動」に含めてください。
	173	2-6-1 排出量・移動量の届出の分類に関するもの	Q79 トリクロロエチレンを含む廃油をリサイクル業者に搬出していますが、これは、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要がありますか。 A79 リサイクル業者へ <b>有価物として売却している場合は</b> 、製造品としての搬出量とみなし、 <b>届け出る必要はありません</b> 。しかし、 <b>無償で引き渡している場合は</b> 、「当該事業所の外への移動」に含めて届け出る必要があります。	Q79 トリクロロエチレンを含む廃油をリサイクル業者に搬出していますが、これは、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要がありますか。 A79 <b>廃掃法上の廃棄物ではなく有価物としてリサイクル業者へ引き渡している場合は</b> 、製造品としての搬出量とみなし、 <b>移動量に含める必要はありません</b> 。しかし、 <b>廃棄物として引き渡している場合は</b> 、「当該事業所の外への移動」に含めて届け出る必要があります。(有価で売却している場合も、取扱量には含めて計算してください。取扱量が1t(特定第一種指定化学物質については0.5t)以上の物質については届出の必要が生じます。届出の必要が生じる場合に、全てを有価物として扱っていただければ、移動量は「0kg」として届け出て下さい。また、移動の分類が複数ある場合は、その種類ごとに算出し、集計した結果を届け出て下さい。)
	174	2-6-1 排出量・移動量の届出の分類に関するもの	Q81 金属くず等を輸送料を含めて費用を支払った上で引き取ってもらう場合、金属くず等は再生資源であり移動量の届出は不要と考えるべきか、廃棄物であり移動量の届出は必要と考えるべきでしょうか。 A81 輸送料金を含めて費用を支払った上で他の事業者へ引き渡している金属くず等は、排出事業者にとっては、一般的に、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当すると考えられますので、本法においても原則として「廃棄物」と整理しています。 よって、この場合、移動量の届出が必要です。なお、A80も参照してください。	Q81 金属くず等を輸送料を含めて費用を支払った上で引き取ってもらう場合、金属くず等は再生資源であり移動量の届出は不要と考えるべきか、廃棄物であり移動量の届出は必要と考えるべきでしょうか。 A81 輸送料金を含めて費用を支払った上で他の事業者へ引き渡している金属くず等は、排出事業者にとっては、一般的に、廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当すると考えられますので、本法においても原則として「廃棄物」と整理しています。 よって、この場合、「 <b>当該事業所の外への移動量</b> 」として移動量の届出が必要です。なお、A80も参照してください。

巻数	ページ	項目	変更前	変更後																																																																																																
	177	2-6-3 種々の工程における排出量等の算出に関するもの	<p>Q91 塩化第二鉄を凝集剤として使用している場合は、排出量等をどのように算出するのでしょうか。</p> <p>A91 凝集剤として投入した塩化第二鉄が排水中で全て沈殿物となり、排水中に塩化第二鉄が存在しない場合には、公共用水域への排出量は「0」として届出してください。一方、沈殿物の中に塩化第二鉄が含まれている場合には、その塩化第二鉄の量を移動量として届出していただく必要(凝集剤として投入した塩化第二鉄が全て沈殿物に含まれる場合には、投入した量を移動量として届出してください。)がありますが、化学反応により塩化第二鉄が別の物質(PRTRの対象物質以外の物質)に変化した場合には、移動量は「0」として届出してください。</p>	<p>Q91 塩化第二鉄を凝集剤として使用している場合は、排出量等をどのように算出するのでしょうか。</p> <p>A91 この場合、沈殿物中にも塩化第二鉄は含まれない(反応により全て対象物質以外の物質に変化した)と考えられますので、移動量は「0」として届出してください。もし、過剰な塩化第二鉄が排水中或いは沈殿物中に含まれていることが明らかな場合は、過剰分を公共用水域への排出或いは移動量としてください。</p>																																																																																																
	181	2-6-4 自動車・給油施設等からの排出量の把握に関するもの	<p>Q&amp;A 105</p> <p>&lt;排出係数の例&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象となる第一種指定化学物質の名称</th> <th colspan="4">エンジン定格出力1kW(または1PS)、使用時間1時間あたりの物質別排出量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(単位: mg/kW・h)</th> <th colspan="2">(単位: mg/PS<sup>*1</sup>・h)</th> </tr> <tr> <th>未対応</th> <th>排出ガス対応<sup>**2</sup></th> <th>未対応</th> <th>排出ガス対応<sup>**2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エチルベンゼン(物質番号:53)</td> <td>6.8</td> <td>3.7</td> <td>5.0</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>キシレン(物質番号:80)</td> <td>36.3</td> <td>19.6</td> <td>26.7</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)</td> <td>27.2</td> <td>14.7</td> <td>20.0</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)</td> <td>11.7</td> <td>6.4</td> <td>8.6</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>トルエン(物質番号:300)</td> <td>69.4</td> <td>37.5</td> <td>51.0</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン(物質番号:392)</td> <td>74.3</td> <td>40.2</td> <td>54.6</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン(物質番号:400)</td> <td>56.6</td> <td>30.6</td> <td>41.6</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる第一種指定化学物質の名称	エンジン定格出力1kW(または1PS)、使用時間1時間あたりの物質別排出量				(単位: mg/kW・h)		(単位: mg/PS <sup>*1</sup> ・h)		未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	エチルベンゼン(物質番号:53)	6.8	3.7	5.0	2.7	キシレン(物質番号:80)	36.3	19.6	26.7	14.4	1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)	27.2	14.7	20.0	10.8	1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)	11.7	6.4	8.6	4.7	トルエン(物質番号:300)	69.4	37.5	51.0	27.6	ノルマルヘキサン(物質番号:392)	74.3	40.2	54.6	29.6	ベンゼン(物質番号:400)	56.6	30.6	41.6	22.5	<p>Q&amp;A 105</p> <p>新たな知見が得られたため、データを更新</p> <p>&lt;排出係数の例&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象となる第一種指定化学物質の名称</th> <th colspan="4">エンジン定格出力1kW(または1PS<sup>*1</sup>)、使用時間1時間あたりの物質別排出量</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(単位: mg/kW・h)</th> <th colspan="2">(単位: mg/PS<sup>*1</sup>・h)</th> </tr> <tr> <th>未対応</th> <th>排出ガス対応<sup>**2</sup></th> <th>未対応</th> <th>排出ガス対応<sup>**2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エチルベンゼン(物質番号:53)</td> <td>6.9</td> <td>3.8</td> <td>5.1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>キシレン(物質番号:80)</td> <td>36.3</td> <td>19.6</td> <td>26.7</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)</td> <td>5.5</td> <td>3.0</td> <td>4.1</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)</td> <td>7.4</td> <td>4.0</td> <td>5.4</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>トルエン(物質番号:300)</td> <td>68.3</td> <td>36.9</td> <td>50.2</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>ノルマルヘキサン(物質番号:392)</td> <td>32.0</td> <td>17.3</td> <td>23.5</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン(物質番号:400)</td> <td>56.6</td> <td>30.6</td> <td>41.6</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる第一種指定化学物質の名称	エンジン定格出力1kW(または1PS <sup>*1</sup> )、使用時間1時間あたりの物質別排出量				(単位: mg/kW・h)		(単位: mg/PS <sup>*1</sup> ・h)		未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	エチルベンゼン(物質番号:53)	6.9	3.8	5.1	2.8	キシレン(物質番号:80)	36.3	19.6	26.7	14.4	1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)	5.5	3.0	4.1	2.2	1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)	7.4	4.0	5.4	2.9	トルエン(物質番号:300)	68.3	36.9	50.2	27.2	ノルマルヘキサン(物質番号:392)	32.0	17.3	23.5	12.7	ベンゼン(物質番号:400)	56.6	30.6	41.6	22.5
対象となる第一種指定化学物質の名称	エンジン定格出力1kW(または1PS)、使用時間1時間あたりの物質別排出量																																																																																																			
	(単位: mg/kW・h)		(単位: mg/PS <sup>*1</sup> ・h)																																																																																																	
	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>																																																																																																
エチルベンゼン(物質番号:53)	6.8	3.7	5.0	2.7																																																																																																
キシレン(物質番号:80)	36.3	19.6	26.7	14.4																																																																																																
1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)	27.2	14.7	20.0	10.8																																																																																																
1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)	11.7	6.4	8.6	4.7																																																																																																
トルエン(物質番号:300)	69.4	37.5	51.0	27.6																																																																																																
ノルマルヘキサン(物質番号:392)	74.3	40.2	54.6	29.6																																																																																																
ベンゼン(物質番号:400)	56.6	30.6	41.6	22.5																																																																																																
対象となる第一種指定化学物質の名称	エンジン定格出力1kW(または1PS <sup>*1</sup> )、使用時間1時間あたりの物質別排出量																																																																																																			
	(単位: mg/kW・h)		(単位: mg/PS <sup>*1</sup> ・h)																																																																																																	
	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>	未対応	排出ガス対応 <sup>**2</sup>																																																																																																
エチルベンゼン(物質番号:53)	6.9	3.8	5.1	2.8																																																																																																
キシレン(物質番号:80)	36.3	19.6	26.7	14.4																																																																																																
1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)	5.5	3.0	4.1	2.2																																																																																																
1,3,5-トリメチルベンゼン(物質番号:297)	7.4	4.0	5.4	2.9																																																																																																
トルエン(物質番号:300)	68.3	36.9	50.2	27.2																																																																																																
ノルマルヘキサン(物質番号:392)	32.0	17.3	23.5	12.7																																																																																																
ベンゼン(物質番号:400)	56.6	30.6	41.6	22.5																																																																																																
	181(182)	2-6-4 自動車・給油施設等からの排出量の把握に関するもの	<p>Q106 ガソリンスタンドは、政令で定める業種の燃料小売業に該当しますが、どのような物質について、どのように排出量を算出したら良いのでしょうか。</p> <p>A106 ガソリン中に含まれているベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン等が届出の対象となります(第 部4-2-4( p -291)参照)。貯蔵タンクからの算出については第 部1-1( p -6)に例が示されていますので参考にしてください。また、石油連盟・全国石油商業組合連合会より給油所からの排出量等算出マニュアル(PRTR法と給油所)が発行されていますので、こちらも参考にしてください。</p>	<p>Q106 ガソリンスタンドは、政令で定める業種の燃料小売業に該当しますが、どのような物質について、どのように排出量を算出したら良いのでしょうか。</p> <p>A106 ガソリン中に含まれているベンゼン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン等が届出の対象となります(第 部4-2-4( p -291)参照)。貯蔵タンクからの算出については第 部【算出例(2)】( p -12)にベンゼンの例が示されていますので参考にしてください。(対象となる全物質についてはp -427の排出係数を参照してください。)また、NITEのウェブサイト上で提供しているPRTR届出作成支援システムの燃料小売業用排出量算出機能により算出することも可能です。(http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr/notify.html)</p>																																																																																																
	183	2-7 特別要件施設に関するもの	<p>A113(中略)</p> <p>3 2012(平成24)年の水質汚濁防止法施行令等の改正により、「1,4-ジオキサン」が水質検査の対象物質に追加されました。下水道終末処理施設が設置されている事業者にとっては、平成25年度届出より同物質の排出量が届出の対象となっています。水質汚濁防止法の特定施設に該当する一般廃棄物処理施設、あるいは産業廃棄物施設が設置されている事業者にとっては、平成26年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。また、2013(平成25)年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正により、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準に「1,4-ジオキサン」が追加されました。一般廃棄物最終処分場、あるいは産業廃棄物最終処分場が設置されている事業者のうち、平成25年度中に1,4-ジオキサンの測定を行っている事業者にとっては、平成26年度届出より同物質の排出量が届出の対象となります。</p>	<p>A113(中略)</p> <p>3 2012(平成24)年の水質汚濁防止法施行令等の改正により、「1,4-ジオキサン」が水質検査の対象物質に追加されました。下水道終末処理施設が設置されている事業者にとっては、平成25年度届出より同物質の排出量が届出の対象となっています。水質汚濁防止法の特定施設に該当する一般廃棄物処理施設、あるいは産業廃棄物施設が設置されている事業者にとっては、平成26年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。また、2013(平成25)年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正により、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場から排出される放流水の基準に「1,4-ジオキサン」が追加されました。一般廃棄物最終処分場、あるいは産業廃棄物最終処分場が設置されている事業者にとっては、平成27年度届出よりすべての事業者が同物質の排出量の届出を行う必要があります。</p>																																																																																																
	183	2-7 特別要件施設に関するもの	<p>A113(中略)</p> <p>(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規定する廃棄物の最終処分場の場合のみ)。</p>	<p>A113(中略)</p> <p>(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に規定する廃棄物の最終処分場の場合のみ)。</p>																																																																																																

巻数	ページ	項目	変更前	変更後																																																																																																																										
	184	2-7 特別要件施設に関するもの	Q114 いわゆる特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目(水質検査による測定が義務付けられているもの)となっている対象物質以外に、汚泥中の化学分析等を自主的に行っております。こうして把握した対象物質の排出量を届け出る義務はありますか。(又は、届け出てもよいでしょうか。) A114 排出量等の把握が求められているもの以外については、届出の必要はありません。(届出を行わないでください。)	Q114 いわゆる特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目(水質検査による測定が義務付けられているもの)となっている対象物質以外に、汚泥中の化学分析等を自主的に行っております。こうして把握した対象物質の排出量を届け出る義務はありますか。(又は、届け出てもよいでしょうか。) A114 排出量等の把握が求められているもの以外については、届出の必要はありません。(届出を行わないでください。) <b>ただし、業として対象物質を使用しており、その年間取扱量が1トン(特定第1種指定化学物質の場合は0.5トン)を超える場合は、その物質について届出が必要です。</b> <b>例えば、下水処理場で塩化第二鉄を凝集剤として使用した場合、年間1トン以上の取扱いがあると届出対象になります。</b>																																																																																																																										
	187	2-7 特別要件施設に関するもの	A123(中略) ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉などを設置している場合は、法施行規則第4条第1号ト( p -476)に基づき、ダイオキシン類については、事業所の外への移動量についても把握が必要です。(法施行規則第4条第1号トには、「排出量及び移動量」と規定されています。)	A123(中略) ただし、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(一定要件を満たす一般廃棄物焼却炉などを設置している場合は、法施行規則第4条第1号ト( p -476)に基づき、ダイオキシン類については、 <b>下水道への移動量及び事業所の外への移動量</b> についても把握が必要です。(法施行規則第4条第1号トには、「排出量及び移動量」と規定されています。)																																																																																																																										
	291	4-2-4石油系燃料及び潤滑油中の対象物質	表中の対象物質含有量	最新データに修正																																																																																																																										
	294	4-2-5 対象物質一覧表	物質番号4 アクリル酸及びその水溶性塩のCAS番号と物質名の英訳 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>79-10-7</td> <td>アクリル酸及びその水溶性塩</td> <td>acrylic acid</td> </tr> </table>	4	79-10-7	アクリル酸及びその水溶性塩	acrylic acid	CAS番号を削除し、「及びその水溶性塩」としてand its water-soluble saltsを追加 <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>-</td> <td>アクリル酸及びその水溶性塩</td> <td>acrylic acid and its water-soluble salts</td> </tr> </table>	4	-	アクリル酸及びその水溶性塩	acrylic acid and its water-soluble salts																																																																																																																		
4	79-10-7	アクリル酸及びその水溶性塩	acrylic acid																																																																																																																											
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩	acrylic acid and its water-soluble salts																																																																																																																											
	360	4-2-8 物質群構成化学物質の例	374  fluorine gas and its water-soluble salts: hexafluorotungsten <table border="1"> <tr> <td>374</td> <td> fluorine gas and its water-soluble salts</td> <td>7664-39-3</td> <td> fluorine gas (fluorine)</td> <td>HF</td> <td>20.0</td> <td>19.0</td> <td>0.950</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7783-82-6</td> <td> hexafluorotungsten</td> <td>WF<sub>6</sub></td> <td>297.8</td> <td>114.0</td> <td>0.383</td> </tr> </table>	374	fluorine gas and its water-soluble salts	7664-39-3	fluorine gas (fluorine)	HF	20.0	19.0	0.950			7783-82-6	hexafluorotungsten	WF <sub>6</sub>	297.8	114.0	0.383	加水分解してしまい水溶性ではないため削除。 <table border="1"> <tr> <td>374</td> <td> fluorine gas and its water-soluble salts</td> <td>7664-39-3</td> <td> fluorine gas (fluorine)</td> <td>HF</td> <td>20.0</td> <td>19.0</td> <td>0.950</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><del>7783-82-6</del></td> <td><del> hexafluorotungsten</del></td> <td><del>WF<sub>6</sub></del></td> <td><del>297.8</del></td> <td><del>114.0</del></td> <td><del>0.383</del></td> </tr> </table>	374	fluorine gas and its water-soluble salts	7664-39-3	fluorine gas (fluorine)	HF	20.0	19.0	0.950			<del>7783-82-6</del>	<del> hexafluorotungsten</del>	<del>WF<sub>6</sub></del>	<del>297.8</del>	<del>114.0</del>	<del>0.383</del>																																																																																										
374	fluorine gas and its water-soluble salts	7664-39-3	fluorine gas (fluorine)	HF	20.0	19.0	0.950																																																																																																																							
		7783-82-6	hexafluorotungsten	WF <sub>6</sub>	297.8	114.0	0.383																																																																																																																							
374	fluorine gas and its water-soluble salts	7664-39-3	fluorine gas (fluorine)	HF	20.0	19.0	0.950																																																																																																																							
		<del>7783-82-6</del>	<del> hexafluorotungsten</del>	<del>WF<sub>6</sub></del>	<del>297.8</del>	<del>114.0</del>	<del>0.383</del>																																																																																																																							
III	367	4-2-9 対象物質物性表	70 エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)、71 塩化第二鉄、72 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質番号</th> <th>CAS</th> <th>物質名</th> <th>組成式</th> <th>分子量</th> <th>融点℃</th> <th>沸点℃</th> <th>蒸気圧</th> <th>密度</th> <th>水溶解度</th> <th>揮発性</th> <th>オクタン-1-オール分配係数 LogPow</th> <th>ヘンリー定数 (Pa・m<sup>3</sup>/mol)</th> <th>比重</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>7705-08-0</td> <td>エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>7705-08-0</td> <td>塩化第二鉄</td> <td>Cl<sub>2</sub>Fe</td> <td>162.2</td> <td>300</td> <td>315</td> <td></td> <td></td> <td>91.2(g/100gH<sub>2</sub>O)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.9</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>85535-84-8</td> <td>塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)</td> <td></td> <td></td> <td>-30.5</td> <td>&gt; 200 (1013 hPa)</td> <td>0.021 Pa</td> <td>0.021 Pa</td> <td>40℃</td> <td>不溶</td> <td>不溶</td> <td>4.39-6</td> <td></td> <td>1.2-1.6</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table>	物質番号	CAS	物質名	組成式	分子量	融点℃	沸点℃	蒸気圧	密度	水溶解度	揮発性	オクタン-1-オール分配係数 LogPow	ヘンリー定数 (Pa・m <sup>3</sup> /mol)	比重	状態	70	7705-08-0	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)													71	7705-08-0	塩化第二鉄	Cl <sub>2</sub> Fe	162.2	300	315			91.2(g/100gH <sub>2</sub> O)				2.9	S	72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			-30.5	> 200 (1013 hPa)	0.021 Pa	0.021 Pa	40℃	不溶	不溶	4.39-6		1.2-1.6	L	70 CAS番号を修正、71 H <sub>2</sub> O H <sub>2</sub> O、72 二重記載を削除。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質番号</th> <th>CAS</th> <th>物質名</th> <th>組成式</th> <th>分子量</th> <th>融点℃</th> <th>沸点℃</th> <th>蒸気圧</th> <th>密度</th> <th>水溶解度</th> <th>揮発性</th> <th>オクタン-1-オール分配係数 LogPow</th> <th>ヘンリー定数 (Pa・m<sup>3</sup>/mol)</th> <th>比重</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td><del>7705-08-0</del></td> <td><del>エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>71</td> <td>7705-08-0</td> <td>塩化第二鉄</td> <td>Cl<sub>2</sub>Fe</td> <td>162.2</td> <td>300</td> <td>315</td> <td></td> <td></td> <td>91.2(g/100gH<sub>2</sub>O)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.9</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>85535-84-8</td> <td>塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)</td> <td></td> <td></td> <td>-30.5</td> <td>&gt; 200 (1013 hPa)</td> <td>0.021 Pa</td> <td>0.021 Pa</td> <td>40℃</td> <td>不溶</td> <td>不溶</td> <td>4.39-6</td> <td></td> <td>1.2-1.6</td> <td>L</td> </tr> </tbody> </table>	物質番号	CAS	物質名	組成式	分子量	融点℃	沸点℃	蒸気圧	密度	水溶解度	揮発性	オクタン-1-オール分配係数 LogPow	ヘンリー定数 (Pa・m <sup>3</sup> /mol)	比重	状態	70	<del>7705-08-0</del>	<del>エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)</del>													71	7705-08-0	塩化第二鉄	Cl <sub>2</sub> Fe	162.2	300	315			91.2(g/100gH <sub>2</sub> O)				2.9	S	72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			-30.5	> 200 (1013 hPa)	0.021 Pa	0.021 Pa	40℃	不溶	不溶	4.39-6		1.2-1.6	L
物質番号	CAS	物質名	組成式	分子量	融点℃	沸点℃	蒸気圧	密度	水溶解度	揮発性	オクタン-1-オール分配係数 LogPow	ヘンリー定数 (Pa・m <sup>3</sup> /mol)	比重	状態																																																																																																																
70	7705-08-0	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)																																																																																																																												
71	7705-08-0	塩化第二鉄	Cl <sub>2</sub> Fe	162.2	300	315			91.2(g/100gH <sub>2</sub> O)				2.9	S																																																																																																																
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			-30.5	> 200 (1013 hPa)	0.021 Pa	0.021 Pa	40℃	不溶	不溶	4.39-6		1.2-1.6	L																																																																																																															
物質番号	CAS	物質名	組成式	分子量	融点℃	沸点℃	蒸気圧	密度	水溶解度	揮発性	オクタン-1-オール分配係数 LogPow	ヘンリー定数 (Pa・m <sup>3</sup> /mol)	比重	状態																																																																																																																
70	<del>7705-08-0</del>	<del>エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)</del>																																																																																																																												
71	7705-08-0	塩化第二鉄	Cl <sub>2</sub> Fe	162.2	300	315			91.2(g/100gH <sub>2</sub> O)				2.9	S																																																																																																																
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			-30.5	> 200 (1013 hPa)	0.021 Pa	0.021 Pa	40℃	不溶	不溶	4.39-6		1.2-1.6	L																																																																																																															
III	394	4-2-9 対象物質物性表	409 ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム <table border="1"> <tr> <td>409</td> <td>9004-82-4</td> <td>ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム</td> <td>(C<sub>12</sub>H<sub>24</sub>O)<sub>n</sub>MULT C<sub>12</sub>H<sub>24</sub>O<sub>2</sub>S<sub>n</sub>Na</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.51E-15</td> <td>1.51E-15</td> <td>25℃</td> <td>187</td> <td>187</td> <td>25℃</td> <td>1.62</td> <td>(計算値)</td> <td>0.00712</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	(C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O) <sub>n</sub> MULT C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O <sub>2</sub> S <sub>n</sub> Na				1.51E-15	1.51E-15	25℃	187	187	25℃	1.62	(計算値)	0.00712			単位等修正。 <table border="1"> <tr> <td>409</td> <td>9004-82-4</td> <td>ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム</td> <td>(C<sub>12</sub>H<sub>24</sub>O)<sub>n</sub>MULT C<sub>12</sub>H<sub>24</sub>O<sub>2</sub>S<sub>n</sub>Na</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.51E-15</td> <td>1.51E-15</td> <td>25℃</td> <td>187</td> <td>187</td> <td>25℃</td> <td>1.62</td> <td>(計算値)</td> <td>0.00712</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	(C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O) <sub>n</sub> MULT C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O <sub>2</sub> S <sub>n</sub> Na				1.51E-15	1.51E-15	25℃	187	187	25℃	1.62	(計算値)	0.00712																																																																																								
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	(C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O) <sub>n</sub> MULT C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O <sub>2</sub> S <sub>n</sub> Na				1.51E-15	1.51E-15	25℃	187	187	25℃	1.62	(計算値)	0.00712																																																																																																															
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	(C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O) <sub>n</sub> MULT C <sub>12</sub> H <sub>24</sub> O <sub>2</sub> S <sub>n</sub> Na				1.51E-15	1.51E-15	25℃	187	187	25℃	1.62	(計算値)	0.00712																																																																																																															

巻数	ページ	項目	変更前	変更後																																																																																																																																																
III	400	4-2-10 関係資料の入手方法	<p>化学物質ファクトシートは、環境省(電話番号03-5521-8260)のホームページ(<a href="http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html">http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html</a>)から参照したい物質を選択して閲覧ください。PDF版は、各物質のページ又は「対象物質一覧」からダウンロードしてご利用いただくことができます。また、ホームページ上では、物質の用途ごとの検索に加え、キーワード検索によってファクトシートの一覧を検索することもできます。</p> <p>また、希望される方には、環境省(電話番号03-5521-8260)にて無料配布(送料は実費を自己負担)いたします。</p>	<p>化学物質ファクトシートは、環境省のホームページ(<a href="http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html">http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html</a>)から参照したい物質を選択して閲覧ください。PDF版は、各物質のページ又は「対象物質一覧」からダウンロードしてご利用いただくことができます。また、ホームページ上では、物質の用途ごとの検索に加え、キーワード検索によってファクトシートの一覧を検索することもできます。</p> <p>また、希望される方には、環境省環境保健部環境安全課(電話番号03-5521-8259)にて無料配布(送料は実費を自己負担)いたします。</p>																																																																																																																																																
	425	4-3-4 貯蔵タンクにおけるガソリンの大気への排出係数の例(注1)	<p>化学物質の貯蔵施設については、上記のガソリンの値をガソリンの蒸気圧との比率(対象物質の蒸気圧/ガソリンの蒸気圧420mmHg(30 ))及び対象物質とガソリンとの分子量の比率により換算して用いる。</p>	<p>化学物質の貯蔵施設については、上記のガソリンの値をガソリンの蒸気圧との比率(対象物質の蒸気圧/ガソリンの蒸気圧420mmHg(30 ))及び対象物質とガソリンとの分子量の比率により換算して用いる。</p>																																																																																																																																																
	427	4-3-5 業種別マニュアルに掲載されている排出係数等	ア) 給油所における排出係数等	最新データに修正																																																																																																																																																
	427	4-3-5 業種別マニュアルに掲載されている排出係数等	<p>ア) 給油所における排出係数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象製品</th> <th>対象化学物質 (*印:新規対象物質)</th> <th>含有率<sup>注2</sup> [mass %]</th> <th>ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数<sup>注3</sup> [kg/kL]</th> <th>計量器から自動車への給油時の 排出係数<sup>注3</sup> [kg/kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">プレミアム ガソリン</td> <td>エチルベンゼン</td> <td>1.20</td> <td>0.0004559</td> <td>0.0005741</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>5.23</td> <td>0.0017520</td> <td>0.0022063</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>4.26</td> <td>0.0005441</td> <td>0.0006852</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン</td> <td>1.16</td> <td>0.0001270</td> <td>0.0001600</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>24.35</td> <td>0.0288562</td> <td>0.0363374</td> </tr> <tr> <td>ノルマル-ヘキサン<sup>注1</sup></td> <td>1.05</td> <td>0.0085030</td> <td>0.0107074</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.60</td> <td>0.0024230</td> <td>0.0030512</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">レギュラー ガソリン</td> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.96</td> <td>0.0003627</td> <td>0.0004567</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>4.39</td> <td>0.0014660</td> <td>0.0018461</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>2.78</td> <td>0.0003494</td> <td>0.0004400</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン</td> <td>0.82</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>8.50</td> <td>0.0100384</td> <td>0.0126410</td> </tr> <tr> <td>ノルマル-ヘキサン<sup>注1</sup></td> <td>3.82</td> <td>0.0307632</td> <td>0.0387388</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.67</td> <td>0.0026885</td> <td>0.0033856</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">灯油</td> <td>キシレン</td> <td>1.44</td> <td>0.0000011</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>1.71</td> <td>0.0000005</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対象製品	対象化学物質 (*印:新規対象物質)	含有率 <sup>注2</sup> [mass %]	ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	計量器から自動車への給油時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	プレミアム ガソリン	エチルベンゼン	1.20	0.0004559	0.0005741	キシレン	5.23	0.0017520	0.0022063	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	4.26	0.0005441	0.0006852	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.16	0.0001270	0.0001600	トルエン	24.35	0.0288562	0.0363374	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	1.05	0.0085030	0.0107074	ベンゼン	0.60	0.0024230	0.0030512	レギュラー ガソリン	エチルベンゼン	0.96	0.0003627	0.0004567	キシレン	4.39	0.0014660	0.0018461	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	2.78	0.0003494	0.0004400	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.82	-	-	トルエン	8.50	0.0100384	0.0126410	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	3.82	0.0307632	0.0387388	ベンゼン	0.67	0.0026885	0.0033856	灯油	キシレン	1.44	0.0000011	-	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	1.71	0.0000005	-	<p>最新データに修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象製品</th> <th>対象化学物質 (*印:新規対象物質)</th> <th>含有率<sup>注2</sup> [mass %]</th> <th>ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数<sup>注3</sup> [kg/kL]</th> <th>計量器から自動車への給油時の 排出係数<sup>注3</sup> [kg/kL]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">プレミアム ガソリン</td> <td>エチルベンゼン</td> <td>1.2</td> <td>0.00046</td> <td>0.00057</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>5.2</td> <td>0.0018</td> <td>0.0022</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>4.3</td> <td>0.00054</td> <td>0.00069</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン</td> <td>1.2</td> <td>0.00013</td> <td>0.00016</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>24</td> <td>0.029</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td>ノルマル-ヘキサン<sup>注1</sup></td> <td>1.0</td> <td>0.0085</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.60</td> <td>0.0024</td> <td>0.0031</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">レギュラー ガソリン</td> <td>エチルベンゼン</td> <td>1.0</td> <td>0.00036</td> <td>0.00046</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>4.4</td> <td>0.0015</td> <td>0.0018</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>2.8</td> <td>0.00035</td> <td>0.00044</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリメチルベンゼン</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>8.5</td> <td>0.010</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>ノルマル-ヘキサン<sup>注1</sup></td> <td>3.8</td> <td>0.031</td> <td>0.039</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>0.67</td> <td>0.0027</td> <td>0.0034</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">灯油</td> <td>キシレン</td> <td>1.4</td> <td>0.0000011</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1,2,4-トリメチルベンゼン<sup>注1</sup></td> <td>1.7</td> <td>0.0000005</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	対象製品	対象化学物質 (*印:新規対象物質)	含有率 <sup>注2</sup> [mass %]	ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	計量器から自動車への給油時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	プレミアム ガソリン	エチルベンゼン	1.2	0.00046	0.00057	キシレン	5.2	0.0018	0.0022	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	4.3	0.00054	0.00069	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.2	0.00013	0.00016	トルエン	24	0.029	0.036	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	1.0	0.0085	0.011	ベンゼン	0.60	0.0024	0.0031	レギュラー ガソリン	エチルベンゼン	1.0	0.00036	0.00046	キシレン	4.4	0.0015	0.0018	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	2.8	0.00035	0.00044	1,3,5-トリメチルベンゼン	-	-	-	トルエン	8.5	0.010	0.013	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	3.8	0.031	0.039	ベンゼン	0.67	0.0027	0.0034	灯油	キシレン	1.4	0.0000011	-	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	1.7	0.0000005	-
対象製品	対象化学物質 (*印:新規対象物質)	含有率 <sup>注2</sup> [mass %]	ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	計量器から自動車への給油時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]																																																																																																																																																
プレミアム ガソリン	エチルベンゼン	1.20	0.0004559	0.0005741																																																																																																																																																
	キシレン	5.23	0.0017520	0.0022063																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	4.26	0.0005441	0.0006852																																																																																																																																																
	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.16	0.0001270	0.0001600																																																																																																																																																
	トルエン	24.35	0.0288562	0.0363374																																																																																																																																																
	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	1.05	0.0085030	0.0107074																																																																																																																																																
	ベンゼン	0.60	0.0024230	0.0030512																																																																																																																																																
レギュラー ガソリン	エチルベンゼン	0.96	0.0003627	0.0004567																																																																																																																																																
	キシレン	4.39	0.0014660	0.0018461																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	2.78	0.0003494	0.0004400																																																																																																																																																
	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.82	-	-																																																																																																																																																
	トルエン	8.50	0.0100384	0.0126410																																																																																																																																																
	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	3.82	0.0307632	0.0387388																																																																																																																																																
	ベンゼン	0.67	0.0026885	0.0033856																																																																																																																																																
灯油	キシレン	1.44	0.0000011	-																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	1.71	0.0000005	-																																																																																																																																																
対象製品	対象化学物質 (*印:新規対象物質)	含有率 <sup>注2</sup> [mass %]	ローリーから地下タンクへの荷卸時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]	計量器から自動車への給油時の 排出係数 <sup>注3</sup> [kg/kL]																																																																																																																																																
プレミアム ガソリン	エチルベンゼン	1.2	0.00046	0.00057																																																																																																																																																
	キシレン	5.2	0.0018	0.0022																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	4.3	0.00054	0.00069																																																																																																																																																
	1,3,5-トリメチルベンゼン	1.2	0.00013	0.00016																																																																																																																																																
	トルエン	24	0.029	0.036																																																																																																																																																
	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	1.0	0.0085	0.011																																																																																																																																																
	ベンゼン	0.60	0.0024	0.0031																																																																																																																																																
レギュラー ガソリン	エチルベンゼン	1.0	0.00036	0.00046																																																																																																																																																
	キシレン	4.4	0.0015	0.0018																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	2.8	0.00035	0.00044																																																																																																																																																
	1,3,5-トリメチルベンゼン	-	-	-																																																																																																																																																
	トルエン	8.5	0.010	0.013																																																																																																																																																
	ノルマル-ヘキサン <sup>注1</sup>	3.8	0.031	0.039																																																																																																																																																
	ベンゼン	0.67	0.0027	0.0034																																																																																																																																																
灯油	キシレン	1.4	0.0000011	-																																																																																																																																																
	1,2,4-トリメチルベンゼン <sup>注1</sup>	1.7	0.0000005	-																																																																																																																																																
	448	4-3-5 業種別マニュアルに掲載されている排出係数等	ツ) 塗料製造工業における排出係数等 表中のエタノールアミン、エチルセロソルブなど大気排出係数「密閉型設備 0.2」	同 「密閉型設備 0.3」																																																																																																																																																
	463	5. 用語集	い 移動 事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねることや自社の別の事業所に移して処分する場合などが該当する。自社の商品等として別の場所に移される場合は、届出対象の「移動」には該当しない。リサイクルを目的とし別の場所に移す場合も、それが廃棄物であれば含まれるが、対価を受け取って別の業者に引き渡す場合は、商品とみなされるため「移動」には該当しない。届出の際には、「当該事業所の外への移動」のほか、対象物質を含む廃水を下水道へ放流している場合に、「下水道への移動」として「移動」に分類し、届出を行う。	い 移動 事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること。産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねる場合や自社の別の事業所に移して処分する場合などが該当する。自社の商品等として別の場所に移される場合は、届出対象の「移動」には該当しない。リサイクルを目的とし別の場所に移す場合も、それが廃棄物であれば「移動」に該当するが、外部のリサイクル業者へ有価物として引き渡している場合には、「移動」には該当しない。届出の際には、「当該事業所の外への移動」のほか、対象物質を含む廃水を下水道へ放流している場合に、「下水道への移動」として「移動」に分類し、届出を行う。																																																																																																																																																
	466	5. 用語集	と 当該事業所の外への移動 事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理・処分すること及び無価の廃棄物を事業所外でリサイクルすること。	と 当該事業所の外への移動 事業所内で発生した対象物質を含む廃棄物を事業所外で処理すること。																																																																																																																																																

巻数	ページ	項目	変更前	変更後
	468	5. 用語集	<p>リサイクル            一般には、廃棄物を再生して利用することです。PRTRの届出等においては、以下のように扱ってください。</p> <p>事業所内で再利用している場合            事業所内で発生した廃棄物を事業所内で再利用している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。また、その再利用した量は使用量に含める必要はありません(購入時、製造時に把握した量とダブルカウントすることになります)。            (例)溶剤回収装置等により溶剤を回収し事業所内で循環利用する場合や、工場内で発生した廃液を精製して工場内で再利用する場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はなく、また、その再利用した量を使用量に含める必要はありません。</p> <p>外部のリサイクル業者に引き渡す場合            -1 事業所で発生した廃棄物を外部のリサイクル業者に売却している場合は、<b>廃棄物処理法上の廃棄物には該当しないため</b>、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。            -2 事業所で発生した廃棄物を外部のリサイクル業者に無償または逆有償で引き渡している場合には、<b>廃棄物処理法上の廃棄物には該当するため</b>、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要があります。            -1、-2どちらの場合も、その外部のリサイクル業者で引き渡した廃棄物を再生して製造された原材料、資材等を新たに購入等して使用している場合には、その購入等した量を使用量に含める必要があります。            (例)事業所で発生した使用済みの廃溶剤を外部の再生業者に売却している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。            この廃溶剤等を無償または逆有償で引き渡している場合は「当該事業所の外への移動」として届け出る必要があります。</p>	<p>リサイクル            一般には、廃棄物を再生して利用することです。PRTRの届出等においては、以下のように扱ってください。</p> <p>事業所内で再利用している場合            事業所内で発生した廃棄物を事業所内で再利用している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。また、その再利用した量は使用量に含める必要はありません(購入時、製造時に把握した量とダブルカウントすることになります)。            (例)溶剤回収装置等により溶剤を回収し事業所内で循環利用する場合や、工場内で発生した廃液を精製して工場内で再利用する場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はなく、また、その再利用した量を使用量に含める必要はありません。</p> <p>外部のリサイクル業者に引き渡す場合            -1 事業所で発生した物を<b>廃棄物処理法上の廃棄物ではなく有価物として</b>外部のリサイクル業者に引き渡している場合は、「当該事業所の外への移動」として届け出る必要はありません。            -2 事業所で発生した物を外部のリサイクル業者に無償または逆有償で引き渡している場合には、<b>一般的に廃棄物処理法上の廃棄物に該当する可能性が高く、廃棄物に該当する場合は</b>「当該事業所の外への移動」として届け出る必要があります。            -1、-2どちらの場合も、その外部のリサイクル業者で引き渡した廃棄物等を再生して製造された原材料、資材等を新たに購入等して使用している場合には、その購入等した量を使用量に含める必要があります。</p> <p><b>廃棄物該当性の判断に迷う場合は、自治体にご相談ください。</b></p>
III	501	3. 国のPRTR担当部局	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8260	環境省 環境保健部環境安全課 03-5521-8259